令和８年９月７日

対馬市議会議長　春　田　新　一　様

総務文教厚生委員会
委員長　陶　山　荘太郎

総務文教厚生委員会所管事務調査報告書

令和８年第１回対馬市議会定例会において、会議規則第１１１条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第１１０条の規定により報告いたします。

本委員会は令和８年９月１日、対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、福祉部から藤原部長、ほか２名、教育委員会事務局から庄司教育部長、ほか３名に出席いただき、虹の原特別支援学校対馬分校小・中学部開設に向けた教育委員会と福祉部との連携及び協議の状況について、所管事務調査を行いました。

はじめに、教育委員会事務局の現在までの状況について、入学対象者の児童・生徒数は、希望者が小学部で７名（厳原地区５名、美津島地区２名）、中学部で４名（厳原地区３名、美津島地区１名）の１１名、検討中が小学部で８名（美津島地区５名、豊玉地区１名、上対馬地区２名）、中学部で３名（厳原地区２名、美津島地区１名）の１１名の合計２２名であり、９月１８日に行われる第２回教育支援委員会で最終的な入学者数が判明するとのことです。

また、通学支援については、登校時に美津島町及び久田方面から介助員を配置した車椅子２脚対応の２７人乗り（補助席含む。）スクールバスを運行します。

下校時については、現時点での入学希望者は、福祉施設利用又は徒歩や保護者の送迎よる下校となっているため、スクールバスの運行は想定していないが、

検討中の児童・生徒の保護者が、スクールバス利用を希望する場合は検討する必要があるとのことでした。

次に、福祉部の現在までの状況について、障害のある児童・生徒の就学時に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を行い、自立を支援する「放課後等デイサービス」の利用を希望する方は、相談支援事業所を通じて対馬市へ相談し、利用したいサービスが決定したら市へ申請を行います。その後に調査・判定を行い、支給が決定したらサービス事業所と契約し、サービスが利用できます。相談から利用開始までは、１か月半から３か月程度を要するとのことです。

また、学校からサービス事業所までの移動については、サービス事業所による対応を調整中であり、サービス事業所から自宅までは、基本的には保護者の迎えとなるとの説明を受けました。

続いて、教育委員会と福祉部との連携及び協議について、７月１４日に学校教育課と福祉課とで、移動支援事業と送迎の適用範囲及び放課後等デイサービス利用に係る課題についての協議が行われた結果、次のような今後必要な連携及び協議事項が見出されました。

① 対象児童・生徒の入学見込み、スクールバスの運行ルート案、福祉施設利用状況等について、両部局間で随時情報共有を行う。
② スクールバス運行と福祉サービス利用（送迎を含む。）との間で、制度の境界により保護者の負担が生じる可能性があることから、その軽減策を検討する。
③ ①、②を実行するため両部局が連携し、進捗状況や課題を共有するための協議を定期的に行う。

また、現段階においての今後の課題は、以下のとおりです。

① 豊玉地区の入学希望者が確定時の仁位方面からのスクールバス運転手の確保
② 検討中の方の意向確定に伴う対象人数・対象地域の変動への対応
③ 下校時のスクールバス利用希望者が生じた場合の対応
④ 放課後等デイサービス利用に係る送迎時間調整
⑤ 両部局と虹の原特別支援学校本校との協議

⑥　介助員の配置及び勤務体制の整備

以上の説明を受けて委員からは、「入学者の決定及び福祉施設の利用については、できる限り保護者の意向を尊重して決定してもらいたい。」、「スクールバスの運行については、乗下車時を含めた安全を確保するとともに、下校時の運行についても入学者のニーズ及び施設利用の状況に応じ、検討をしてもらいたい。」、「入学者確定後は、早期に両部局と虹の原特別支援学校本校との協議を行い、課題解決に取り組むとともに、上対馬地区における特別支援教育の充実についても県との協議を行ってもらいたい。」などの意見がありました。

虹の原特別支援学校対馬分校小・中学部開設により、市内における特別支援教育の拡充が実現されました。今後は、更なる充実はもとより、市内における障がい者の就労支援に繋がるよう、連携と協議を重ねていただくことを要望いたします。

以上で、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。